

【まん延防止等重点措置区域用】

◎市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市：4月20日～5月11日分

◎野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、千葉市：4月28日～5月11日分

日額算定シート<売上高方式(月別)>

注：大企業の方は
選択できません

以下のフロー図をもとに、支給日額（1日当たり支給額）を計算してください。
（※算定方法に応じ、以下の枠内を記入してください。）

申請する店舗について、令和元年(平成31年)又は令和2年(※いずれかを選択)の、
4月及び5月の飲食部門の売上高の合計は、税抜で610万円(1日当たり10万円)を超えますか。
✓ 確定申告書類や売上台帳等で4月・5月の売上高を御確認ください

- はい
→ 計算に用いる年に
チェックを
入れてください
 令和元年
 令和2年

いいえ

1日当たり支給額は1日当たり4万円です。以下を記入してください。

申請店舗の1日当たり支給額

円

→申請書の【申請額】欄の
「1日当たり支給額」に記入

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

令和元年又は令和2年4月の売上高

①

円

+

令和元年又は令和2年5月の売上高

②

円

=

令和元年又は令和2年の
4～5月の売上高計

③

円

③が610万円以下の場合は、
1日当たり支給額は4万円
のため、「いいえ」に戻る

令和元年又は令和2年の
4～5月の売上高計

③

円

÷ 61 日 × 0.4 =

1日当たり支給額
(千円未満切上げ前)

④

円

(注)

- ・④から千円未満を切上げてください。
- ・上限は10万円ですので、計算の結果、10万円以上になる場合も「100,000円」と記載してください。

申請店舗の1日当たり支給額

円

【最大10万円】

申請書の【申請額】欄の
「1日当たり支給額」に記入

(注) 令和元年(平成31年)又は令和2年いずれかの4～5月と、令和3年の4～5月の売上高減少額の合計が1,525万円(1日当たり25万円)を超えている場合は、「売上高減少方式」による計算も選択可能です。